

## 全國保育者大會の概況

今回帝國教育會主催の下に、舉行せられた全國保育者大會は、時あたかも秋風蕭條寒氣漸く身に迫る時であつたにかゝらず、來り會するもの、全國にあまねく、範圍は實に東京大阪を初め沖繩に及び、二十六府縣男女會員全數二四六名に及んだことは、いかにこの會の盛大であつたかといふことを知るに足る。

而して、その來會者はすべて幼兒教育改善の必要を痛感してゐる人々だけに、その熱心な點に於て、その議論に權威のある點に於て、その態度の眞面目な點に於て、實に現代稀に見る緊張さ、充實さを見せたのであつた。

この外、教育のことにつに夙に意を用ひてゐる國民、萬朝の二大新聞からは、各相澤、小中村の二氏が、會期三日始終して列席し、一方これを新聞に掲載し、一方幼兒保育の任にあるものに多大の同情を示したことは、奇特なことであり、更に文部省乘杉督學官、肝付男爵、瀧澤青山師範學校長等の名士をはじめ、多數の教育關係者の來賓を見た事も、この會の

盛大であつたことを示すものである。

大會開期三日間、殆んど餘裕なく保育事業に關する重要な事項を慎重審議してありますところなく、夜に入りては國民教育獎勵會の招待を得て、築地精養軒に團樂の樂みを味ひ、日本幼稚園協會及東京保育會の招待にその情誼をあたゝめたことなど、實にあらゆる點に於て保育者にとつて大なる意味を有するものであつたことは、我が幼兒教育界の上に喜ぶべきことである。

最後に二百餘名の會員が、齊しく宮城及新宿御苑を拜觀するの榮を得たこともこゝに特筆しなければならぬところである。

今左に今回の保育者大會の齋した事業の主なるものをあげると左の如きものである。

### (一) 宣言文の議決

左の宣言文を滿場一致を以つて議決しこれを廣く世に發表することにした。

國家發達の根柢は一に教育に存し、特に一般民衆の教育は、その最も重要なものであることは言ふまでもない所である。しかも、更に吾人は教育の基礎を幼兒教育に置かなければならぬ事を強く主張するのである。

今や世界は軍備を縮少して、平和の間に國家の發展を計ふとして居る。此の時にあたり、吾人は從来殆んど等閑に附せられた幼兒教育の徹底的な改善と普及とを計ることが、最も緊要であることを認め、茲に本大會の意思を宣言する。

## (二) 文部省諮詢事項の答申案

### 文部省諮詢事項

一、保育事業振興に關する最も適切なる方案如何  
この諮詢に對する答申は次のやうに議決された。

### 文部省諮詢事項答申案

一、幼兒教育に關する法令及其の施行規則を制定すること、

二、幼稚園教育の改善及普及を圖ること、  
三、幼稚園以外に左記幼兒教育機關の設立を獎勵することと

- 1. 產院
- 2. 乳兒園
- 3. 託兒所
- 4. 特殊幼兒教育所
- 5. 兒童相談所
- 6. 母親會
- 7. 子守教育所
- 四、公私立幼兒教育機關の設立維持に對し相當の補助金を交付すること、
- 五、幼兒教育者養成機關を完備すること、
- 六、文部省各府縣郡市に幼兒教育指導機關を特設すること、
- 七、國立幼兒教育研究機關を設立し、幼兒教育の研究及その必要を宣傳すること、  
以 上

## (三) 本會提出の議案及その議決事項

### 第一號議案

幼稚園教育令及その施行規則を制定せられん事を建議すること、  
右滿場一致を以つて即決決定

## 幼稚園令及其の施行規則を新に定められんこと、 理 由

國力の基礎は教育に存するは言ふ迄もない所であるが、その基礎をなすものは實に普通教育であります。

しかるに現今の中等教育におけるが如く普通教育が幼稚園教育を除外しては、その基礎教育たるの實をあげることは出來ません。

凡そ児童の三四歳から六七歳までの間は、その心身の發育の最も旺盛な時であるから、その道徳教育即ち情意教育の基礎たる習慣形成の上に知的教育の基礎をつくるため感覚機能の練習の上に、身體各部に圓満整美な發育の基礎を與へる體育の上に、夫々最も重要緊切な時期であることを認めるのであります。

しかしながら、現今の中等教育制度は幼稚園の設立維持及びその教育などを唯消極的に規定し、幼稚園教育に從事するものゝ待遇も極めて低いために、幼稚園の設立未だ普ねからず、その既に設立せられたものに於ても、その教育方法の研究などの點にいたつては未だ見るべきものが少ないのであります。

しかのみならず、現今の中等教育は正式な學校教育の系統の中に入てゐないために、その教育の效果は多くは小學校に於て利用せられないのみでなく、却て害悪視せられつゝあるのを見るのであります。これは一部分は幼稚園教育そのものゝ研究の不完全な爲でもありますうが、また實に幼稚園と小學校との連絡の不完全に歸すべき點が多いのによることが多いからと存じます。

されば、この際、基礎教育完成のために、幼稚園に關する現行法令を改正し、新單行法として發布せられ、幼稚園教育をしてある程度の義務教育たらしめ、幼稚園を正しい學校教育の系統の中に入れるやうにせられんことを切望するのであります。

### 二、第二號議案

#### 幼稚園の保母養成の程度及其の資格待遇を高むることを當局に建議する事。

これについて次の決議案を得た。そして保母の名稱を幼稚園教員とする事になつた。

##### 一、幼稚園教員養成機關關

各府縣師範學校或は高等女學校に小學校本科正教員と同等程度の養成機關を設置すること、

## 二、幼稚園教員の資格

- 1、一組を擔任するものを幼稚園正教員とする。
- 2、正教員の指揮を受けて教育に從事するものを幼稚園准教員とする。

## 三、幼稚園教員の資格検定

### 1、幼稚園正教員

イ。府縣立師範學校或は高等女學校附設幼稚園教員養成所を卒業したるもの。

ロ、小學校本科正教員にして幼稚園教育に關する實地練習を経たるもの。

ハ、現在幼稚園教育に從事し成績佳良なるもの。

ニ、官立又は文部省の認定したる幼稚園教員養成所を卒業したるもの。

ホ、試験検定に合格したるもの。

### 2、幼稚園准教員

イ、小學校准教員の資格あるもの。

ロ、高等女學校を卒業したるもの。

ハ、試験検定に合格したるもの。

## 四、待遇

- 1、小學校令施行規則第二百五條後項を次の如く

改められたきこと。

市町村立幼稚園長及幼稚園教員の俸給旅費其

他諸給與は小學校教員の例に依る。

2、法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法、勅令第百三十三號市町村立小學

校教員加俸令文部省令第八號公立小學校教員疾病療治料給與に關する準則、勅令第二百十八號による判任文官、奏任文官と同一の待遇方の件に依る待遇を幼稚園教員にも同等に與へられたきこと。

但小學校教員より幼稚園教員となり又は幼稚園教員より小學校教員となりたる場合の勤續年數は共に通算すること。

(第二號議案審議中「幼稚園教員は女子のみに限らず男子も從事し得る様にすること」なる修正案も出たが賛成者少數で否決した。)

## 三、第三號議案

幼稚園教育の普及を圖るに最も適當なる方法如何。

これについては次の如く可決した。

- 1、速に幼稚園教員令及其の施行規則を制定せられたりきこと、

二、幼稚園教育の必要を宣傳すること、

三、幼稚園教育の效果徹底を圖ること、

四、小學校との適當なる連絡を圖ること、

五、公私立幼稚園の設立維持に關し獎勵法を制定

せられたきこと、

イ、市町村には可成幼稚園を設立する義務を負はしむこと、

ロ、公私立幼稚園設立に關し獎勵法を設くること、

ハ、私立幼稚園維持費に對し補助金を交附すること、

ニ、會社及工場には必要に應じ幼兒教育の機關を設けしむること、

六、各地に適當なる保姆養成機關を設くること、

七、會社及工場には必要に應じ幼兒教育の機關を設けしむること、

八、各地に保姆養成機關を設け之れを中心として講習會及び研究會を開くこと、

九、文部省主催の保育科講習を順次各地に於て開かれたきこと、

一〇、保姆に對し幼稚園教育の資料となるべき書籍等の發行を當局に於て計畫せられたきこと、

一一、幼稚園設立に際しては幼兒生活を基礎として

適當に計畫せられたる設備準則を制定し園舍遊園及之れに備ふる遊樂等に對し一定の標準を立てられたきこと、

一二、幼兒心身發達に關し科學的研究の基礎の上に適切なる保育綱目を制定せられたきこと、

一三、保姆一名に對する最大限度を受持幼兒數三十

右審議可決したものは次のやうである、

一、幼稚園専任の督學官を置かれたきこと、

二、幼稚園専任の視學を市郡に置かれたきこと、

三、幼稚園には専任の園長を置くこと、せられたき

こと、

四、幼稚園專屬の園醫及衛生婦を置き體育の上に一層有功なる取扱をなすこと、

五、學務委員中に園長を加ふること、

六、盲聾啞の幼兒及心身發育不充分なる猶豫兒童に對し特殊幼稚園を設くること、

七、法令上幼稚園を確立せしめ資格待遇を高むること、

名をすること。

一四、保護者との關係を密接ならしむる方法を講ずること。

一五、小學校との適當な聯絡をはかること。

(四) 緊要動議として會員から

提出した議案の審議

一、幼稚園長及保姆に對し、旅客運賃割引證を交付せられたき様建議する件。

以上

尙、次の事が協議されました。

一、全國に子供デーを行ふ件

一、期日は三四月頃

二、方 法

- 1、講演、2、ビラ、3新聞記事、論說、廣告、
- 4、花賣、5、ポスター、6、旗行列、7、幼兒教育宣傳の唱歌募集、8、寺院、教會に説教依頼、9、幼兒保護に關する宣傳資料募集、10、活動寫眞フィルム、11、興行物幕合ひに宣傳、演説すること。

右は日本幼稚園協會に依託すること。

### ○天機奉伺

第二日のはじめに、多田本會委員より緊急動議が提出された。即ち二十五日大詔が煥發された事につき本會を代表して、天機を奉伺し、併せて東宮殿下の御機嫌を伺ひ奉り度いといふ事であつた。直ちに、滿場一致を以て可決し、代表者は議長の指名による事となつた。

第三日に、議長の指名により、多田房之輔、小磯吉人、藤井利譽の三名は、天機奉伺を終へ、藤井代表者より次の報告があつた。

「私共三名は天機奉伺のため宮中に伺候いたしまして、子爵松平式部官の手を経て、昨日本會で決議しました件を、陛下に言上いたしました。尚攝政殿下の御機嫌伺も宮中でしてもよろしいといふ事でありましたから、同時に同子爵の手から同様言上いたしました。」

### ○大會後の實行委員について

大會の決議によつて實行委員に擧げられた大會の委員は十二月六日委員會を開いて種々協議する所があつた。八日野口議長をはじめ委員全部文部省に參り森岡第一課長に面會して決議の内容を陳述した。南次官も一同引き見されたので多田委員より御話して諒解を得た。尙塚原、山口兩督學官に面會して懇談する所があつた。尙次官の機会を得て局長及參事官に陳情して法令等の實行を願ふ豫定である。鐵道省の割引券は、野口議長直接に話された所當局では勿論幼稚園も含むつもりだが、文面上に表はさなかつたので、誤解を買つたが從事員には通知してある筈であるといふ事であつた。